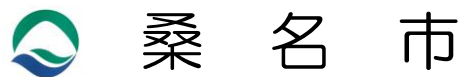


桑名市危機管理計画



平成19年11月	策定
平成22年 3月	改訂
平成29年10月	改訂
平成30年 4月	改訂
令和元年 6月	改訂
令和2年 6月	改訂
令和4年 10月	改訂

桑名市危機管理計画 目次

第1章 総則

1	目的	1
2	対象とする危機	1
3	計画の基本方針	3
4	責務・協力	3

第2章 危機管理体制

1	組織体制と対応	4
2	平常時の体制及び対応（事前対策）	4
3	危機発生時の体制及び対応（緊急対策）	5
4	危機収拾後の体制及び対応（事後対策）	8
5	危機管理推進担当者（責任者・主任）の役割	8
6	庁内関係部局との連携	9
7	関係機関等との連携	9

第3章 事前対策

1	危機管理マニュアルの作成及び点検・検証	11
---	---------------------	----

第4章 緊急対策

1	初動対応における対策	13
2	危機レベル1（注意体制）における対策	13
3	危機レベル2（警戒体制）における対策	17
4	危機レベル3（非常体制）における対策	20
5	情報の収集・管理	24
6	情報の内容	24
7	現地での情報の収集	25
8	広報活動	25
9	二次被害の防止対策	26
10	避難対策	27

1 1	医療・救護対策	27
1 2	ボランティア活動の支援	27

第5章 事後対策

1	安全性の確認と被害者等への支援	28
2	再発防止対策	29
3	危機への対処の評価と危機管理マニュアルの見直し	29

第 1 章 総 則

1 目 的

この計画は、桑名市危機管理指針に基づき、「災害」及び「武力攻撃事態等」を除いた「事件等の緊急事態」を対象に、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、危機管理の組織体制をはじめ、事前対策、緊急対策、事後対策等について定める。

2 対象とする危機

本計画で定める危機とは、「災害」及び「武力攻撃事態等及び緊急処理事態」を除く「事件等の緊急事態」をいい、想定される主な危機と担当部局を別表のとおり。

別表【想定される主な危機と担当部局】

想定される危機	担当部局
不発弾の処理	市長直轄組織、関連部局
ライフラインの大規模な停止	市長直轄組織、関連部局
市長等への危害	市長公室
市民会館における事件、事故	市長公室
サイバーテロ等による情報システムの事件、事故	市長公室
市庁舎における事件、事故	総務部
入札・契約における事件、事故	総務部
差別ビラ事象	市民環境部
大気、土壌、地下水等の環境汚染事故	市民環境部
産業廃棄物の不法投棄	市民環境部
市民生活に影響を及ぼす事件、事故	市民環境部
地区市民センター、まちづくり拠点施設等における事件、事故	地域コミュニティ局
社会教育スポーツ施設における事件、事故	地域コミュニティ局
鳥獣による市民・農作物等への被害	産業振興部
家畜の伝染病	産業振興部
桑名市総合医療センターにおける事件、事故	保健福祉部
福祉施設等における事件、事故	保健福祉部
感染症による健康被害	保健福祉部
保育園における事件、事故	子ども未来局
市営住宅における事件、事故	都市整備部
公園における事件、事故	都市整備部
道路・水路における事件、事故	都市整備部
幼稚園・小学校・中学校における事件、事故	教育委員会
児童・生徒に対する事件、事故	教育委員会
学校給食による健康被害	教育委員会
議長等への危害	議会事務局
議会における事件、事故	議会事務局
上下水道施設の事故	上下水道部
上下水道における水質事故	上下水道部
大規模な断水	上下水道部
市主催イベント時の事件、事故	担当部局
公共工事における事故	担当部局
上記以外の公共施設における事件、事故	所管部局

3 計画の基本方針

- ① 事前対策・緊急対策・事後対策の基本を明確にする。
- ② 危機管理体制の充実を図り、さまざまな危機に対し適切に対応できるよう、各課が策定する「危機管理マニュアル」のガイドラインとする。

4 責務・協力

（１） 市の責務

市は、さまざま危機から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、国、県、他の地方公共団体等の協力を得て、危機事象に係る対策を推進する。

（２） 各課の責務

各課は、所管業務に係る危機の発生に備え、平常時から危機管理マニュアルを整備する等、危機管理体制の充実・強化に努めるとともに、危機の発生時には、危機管理マニュアルに基づき、迅速かつ的確な対策を講じる。

（３） 職員の責務

職員は、さまざま危機から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、常に起こり得る危機を想定し、その対応策を検討するとともに、訓練や研修を通じて危機管理に関する知識・技能の習得に努め、危機管理能力の向上に努める。

第 2 章 危機管理体制

1 組織体制と対応

発生したさまざまな危機に適切に対処するため、危機レベルと対応体制を以下のとおり定める。

なお、この体制は原則であり、危機の特殊性によっては、独自の対応体制を取る必要があることから、危機に応じた柔軟な運用を図ることが望ましい。

(1) 危機管理レベルと対応体制及び責任者

危機が発生した場合、危機の大きさにより３段階のレベルに分類し、各危機レベルでの対応体制と組織の責任者を、次のように定める。

危機管理レベルと対応体制及び責任者

危機レベル	体制区分	対応体制	責任者
レベル１	注意体制	所管課	危機管理責任者（課長）
レベル２	警戒体制	危機警戒本部（部又は局対応）	警戒本部長（部長、局長又は理事）
レベル３	非常体制	個別の危機事象に対応する体制	当該体制における長（市長）
		危機対策本部（全庁対応）体制	対策本部長（市長）

2 平常時の体制及び対応（事前対策）

(1) 危機管理推進担当者の設置

各課に平常時から、危機管理推進担当者（責任者・主任）を設置し、職員の意識改革を含めた部局の危機管理体制の強化に取り組む。

なお、危機管理責任者は各課の課長級職員を、危機管理主任は各課の係長級職員とする。

（２） 情報伝達・連絡体制の確立

各課は、想定される危機について平常時から他課や関係機関との連絡体制を確立しておく。また、危機事象ごとに、あらかじめ担当者を定めておき、危機が発生し又は発生するおそれがある場合に、収集した情報を夜間・休日も含め、担当者から危機管理推進担当者及び所属部長、局長又は理事へ、更には状況に応じ市長等へ伝達できるよう連絡体制を整備しておく。

（３） 危機管理マニュアルの作成・整備

各課は、所管の危機事象に対処するため、想定される危機の事例、担当窓口、連絡体制、初動対応等について具体的に定めた「危機管理マニュアル」を作成する。

3 危機発生時の体制及び対応（緊急対策）

（１） レベル1 対応

日常業務の中で、小さな人為的ミス等により、危機が発生した場合は、危機管理責任者を中心に対応する。

- ・ 所管部長、局長又は理事に報告するとともに、危機管理責任者を中心に関機管理体制を構築し、対応する。
- ・ 危機管理責任者は、レベル2への移行の必要性を判断する。

（２） レベル2 対応

被害の拡大又は拡大が予想される場合は、警戒本部長を中心に対応する。

- ・ 危機所管部局の部長、局長又は理事を警戒本部長とし、危機警戒本部を設置する。
- ・ 部内の連携を図る。
- ・ 情報の収集及び被害、影響の低減に必要な措置を行う。
- ・ 警戒本部長は、レベル3への移行の必要性を判断する。

(3) レベル3対応

被害が相当拡大又は拡大するおそれがあり、社会的影響が大きく、国、県、他の自治体の応援を受けながらの対応が必要な場合は、全庁的に対応する。

- ・ 法令等に基づく体制等により対応すべき危機事象については、当該体制において対応する。
- ・ 上記によらない危機事象については、市長を対策本部長とする危機対策本部を設置して対応する。
- ・ 全庁的な情報収集及び対策を行う。

(4) 危機警戒本部の設置

発生した危機による被害等が拡大し、レベル2の対応が必要な場合には、危機所管部局を中心として「危機警戒本部」を設置する。

① 構成

- ・ 警戒本部長 危機所管部局の部長、局長又は理事
- ・ 副本部長 危機所管部局の次長又は課長

- ・ 本部員 その他関係管理職

② 掌握事務

- ・ 危機への対応体制の確立
- ・ 情報の収集と分析・整理
- ・ 部内調整
- ・ 危機レベル2からレベル3への移行の検討
- ・ 報道関係者や市民への対応
- ・ 危機対応の時系列記録の作成指示と保管

（５） 危機対策本部の設置

（※法令等に基づく体制等により対応する危機事象を除く）

発生した危機による被害等が拡大し、レベル3の対応が必要な場合には、全庁的な危機管理組織として「危機対策本部」を設置する。

① 構 成

- ・ 対策本部長 市長
- ・ 副本部長 副市長、教育長、統括監
- ・ 本部員 各部局長及び理事
- ・ 事務局 危機所管課、防災・危機管理課

② 所掌事務

- ・ 危機についての情報収集
- ・ 危機への対応方針の協議、決定
- ・ 市民，マスコミ対応
- ・ 関係機関との連携

4 危機収拾後の体制及び対応（事後対策）

市民生活の安全確認や被害者への支援等、必要に応じて復旧体制を確立し、健康対策や環境対策等の事後対策を実施する。

5 危機管理推進担当者（責任者・主任）の役割

平常時の危機管理の総括及び危機発生時における対応の中心的な役割を担い、次の事務を担当する。

（１） 平常時の役割

- ① 各課における危機管理体制の整備
- ② 各課マニュアルの作成、見直し及び訓練の実施
- ③ 所属職員への危機管理教育の実施

（２） 危機事態発生時の役割

- ① 直接的な危機対応の実施及び危機対応のオペレーション
- ② 情報の収集と分析・整理、所管部長、局長及び理事への報告・相談
- ③ レベル1からレベル2への体制移行の検討

（３） 非常時連絡網の整備

勤務時間の如何にかかわらず、危機が発生した場合には、速やかに連絡が取れるよう連絡網を整備する。

（４） 情報伝達系統図の整備

危機に関する情報を把握した場合には、組織内に伝達するほか、関係する部局にも漏れなく伝達する必要があることから、情報伝達先を予め定める。

６ 庁内関係部局との連携

危機を所管する部長、局長及び理事は、所管部局単独で危機に対応することが困難であると判断された場合には、庁内関係部局への協力を要請する。なお、協力要請を受けた各部局長は、危機所管部局の活動を支援しなければならない。

７ 関係機関等との連携

（１） 国、県等の各機関及び専門家との連携

危機によっては、被害が広域的な場合や、放射性物質関連事故等の専門的知識が必要な場合等もあり、その解決に国や県等との連携や専門家の助言を受けながら応急対策を実施しなくてはならないことから、必要な関係機関を明確にし、連絡窓口を事前に確認するとともに、危機発生時に関係機関と情報の共有化と連携した活動が行えるよう、連携体制を整備する。また、夜間、休日等の連絡窓口等についても整備する。

（２） 警察、自衛隊等関係機関との連携

警察、自衛隊は危機が発生した場合、危機対応に重要な役割を担うことが期待される。このため、危機発生時に円滑な連携活動が行えるよう、連携体制の整備に努める。

（３） ライフライン関係機関等との連携

危機発生時において、ライフライン関係機関等と速やかな連携を図るため、相手先の連絡先や担当者を把握する等、平常時から連携のための環境を整備し、必要な連携体制を構築する。

（４） 新聞社・放送機関との連携

危機発生時には、市民生活の安全を確保するため、市民に情報を正確かつ迅速に提供することが特に重要であることから、所管課は秘書広報課と協力しながら新聞社や放送機関と連携し、広報広聴体制の整備に努める。

第 3 章 事 前 対 策

1 危機管理マニュアルの作成及び点検・検証

(1) 危機管理マニュアルの作成

各課は、危機に関する事前対策、緊急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため、本計画に基づき、危機管理マニュアルを作成する

危機管理マニュアル記載項目（例示）

項 目	内 容
1 総 則	1 マニュアル作成の目的 2 対応の基本方針 3 対象とする危機 4 部局（課）の危機管理体制 5 関係部局・関係機関との連携体制 6 民間団体及び市民との協力体制
2 事前対策	1 情報収集伝達体制 2 職員の動員計画 3 訓練・研修の実施計画 4 市民等への普及啓発 5 資機材・物資の備蓄
3 緊急対策	1 実施すべき応急対策の内容 2 二次被害の防止策 3 広報の内容・方法等 4 市民への相談窓口の設置 5 関係機関等への応援・協力要請の方法
4 事後対策	1 復旧対策の内容 2 被害等の影響の軽減措置

また、各課は、マニュアル作成の際に休日・夜間も含めた迅速かつ的確な対応が可能となる緊急連絡網を定める。なお、作成した危機管理マニュアルは、日頃から職員間で共有する。

（２） 危機管理マニュアルの点検・検証

各課は、作成した危機管理マニュアルに基づいた訓練等を通して、当該マニュアルの点検や検証を行う。

（３） 防災・危機管理課への報告

各課は、危機管理マニュアルを作成又は見直しをしたときは、防災・危機管理課へ報告する。

第 4 章 緊 急 対 策

1 初動対応における対策

危機が発生した場合は、以下の初動対応を行う。

（１） 危機管理行動の開始

① マニュアルに定めた危機が発生した場合

マニュアルに従い緊急対策を実施する。

② マニュアル想定外の危機が発生した場合

マニュアルに準じた緊急対策を実施する。

（２） 初動時の行動

緊急対策の直接指揮に当たる組織の責任者は、関係職員に連絡するとともに、直ちに登庁し情報収集を行う。

また、連絡を受けた職員は、速やかに指定の場所に参集し、役割分担に従って情報収集を実施する。

（３） 情報収集の原則

危機については、まず、何が起こったかの一報を速やかに上司等に報告するとともに、知り得た情報については、一部不明であっても遅滞なく報告すること。

2 危機レベル1（注意体制）

（１） レベル１（課対応体制）の発動

① 課対応体制の発動の決定

危機への対応が１つの課で可能であるレベル１の段階における、課対応体制の発動は、危機を所管する危機管理責任者が決定する。

② 危機管理責任者の処理すべき事項

危機管理責任者は以下の事項を処理し、部長、局長又は理事に報告する。

- ・ 発動の決定
- ・ 情報収集
- ・ 緊急対策
- ・ その他必要な事項

③ 危機管理責任者の職務代理

- ・ 危機管理責任者に事故があった場合は、危機管理主任をもって代理とする。
- ・ 職務を代理した場合は、直ちに部長、局長又は理事に対しその旨を報告し、必要があれば指示を受ける。

④ 通常業務への復帰の決定

- ・ 危機管理責任者が課対応体制の必要がないと認めたときは、部長、局長または理事に報告し、課対応体制を解除し通常業務へ復帰する。

（２） 課対応体制の確立

① 課体制の運用

- ・ 危機管理責任者は、危機の進捗状況を所管部長、局長又は理事に報告するとともに緊急対策を実施する。
- ・ 課体制移行時は、いつでも部や全庁体制へ移行ができるよう、準備に努める。

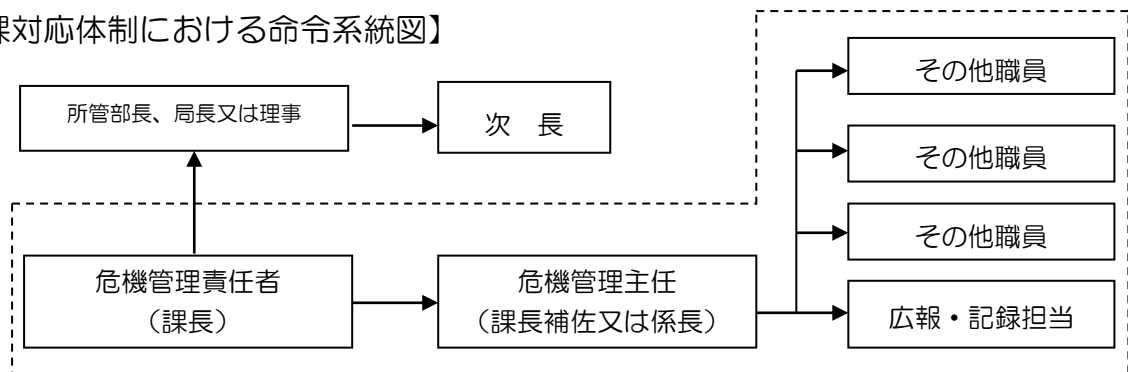
② 報告事項

課体制を確立した場合、部長、局長又は理事は、市長、副市長及び統括監に必要事項を報告するものとする。

③ 命令系統

課体制の場合は、危機管理責任者を頂点として命令系統を確立するが、常に部長、局長又は理事に進捗状況を報告する。

【課対応体制における命令系統図】



※ 課体制確立の際には、必ず広報、記録の担当を置くものとする。

④ 長時間対応の場合の措置

危機対応が長時間に渡る場合、いかなる理由があろうとも対応を中断することは出来ないことから、8時間を目途に対応体制の再編成を行うものとする。

(3) 緊急対策の実施手順

緊急対策は、危機への直接的な対応行動のことであり、様々な危機情報を収集・分析して決定される。

① 緊急対策とは

以下を目的として実施する対策のことである。

- ・ 危機の直接的原因の調査とその除去
- ・ 危機によってもたらされる被害の拡大防止

② 緊急対策の決定

緊急対策は、危機の今後の推移を踏まえ、決定する。その際、以下の点に留意する。

- ・ 対策実施のために解決が必要な事項の抽出
- ・ その時点で取り得る最も効果的な対策かどうか
- ・ いつまでに対策を達成することが望ましいか

③ 緊急対策の準備

決定された対策を実施するために、次の事項について準備を行う。

- ・ 対策のための人員、資材等の確保
- ・ 具体的な手順及び対策の達成目標の徹底

3 危機レベル2（警戒体制）

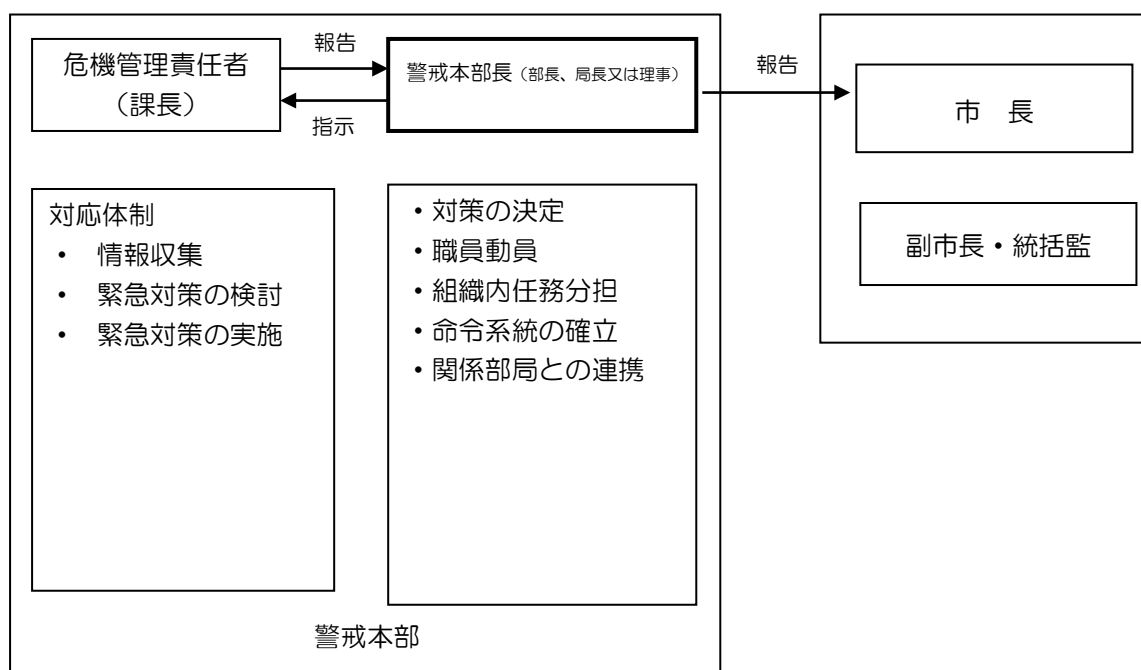
（１） レベル2（部又は局対応体制）への移行

レベル1における危機対応は、危機の所管課をもって対処するが、以下の場合には、速やかにレベル2（部・局対応）へと移行する。

- ① 緊急対策が複数部局に渡り、その調整を一つの指揮命令系統で実施する必要がある場合
- ② 部又は局内において短期集中的に人員を投入する必要がある等、緊急な状況の場合
- ③ 危機管理責任者から、対応レベルを上げることについての相談を受け、決定した場合

（２） 部対応体制の確立

① 部対応体制図（警戒本部）



② 部体制移行又は廃止の連絡

警戒本部長（部長、局長又は理事）は、危機事態の拡大等に伴い警戒本部（部体制）に移行又は終息による廃止をしたときは、直ちにその旨を以下の者に報告する。

- ・ 市長、副市長及び統括監

③ 報告事項

警戒本部長は、危機の進捗状況を市長、副市長及び統括監に報告する。また警戒本部に移行した際には、市長、副市長、統括監に一報を入れる。

④ 任務分担

警戒本部長は、部対応体制の確立に必要な人員を部内横断的に調整する。

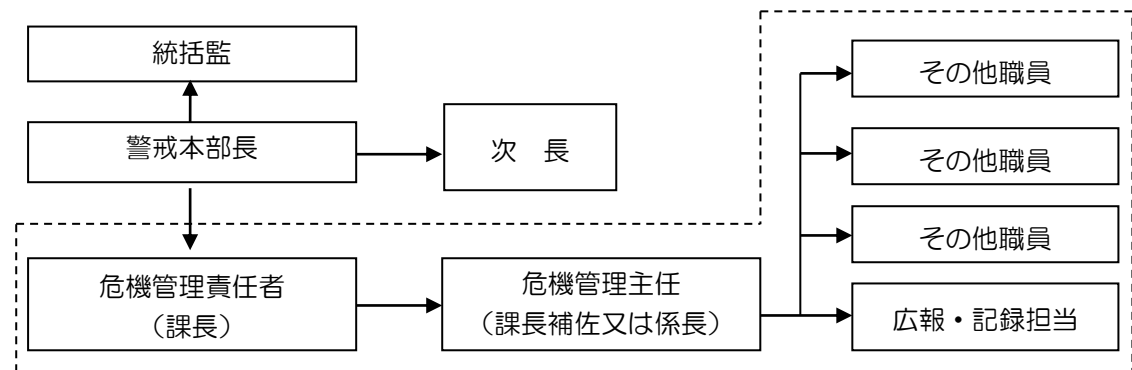
- ・ 警戒本部長（部長、局長又は理事） 総括及び対応の指示
- ・ 次長 警戒本部長の補佐
- ・ 危機管理責任者 総括及び対策の指示
- ・ 危機管理主任 危機管理責任者の補佐及び部内各課との調整
広報担当との調整
対策の立案、対応現場での指揮及び対策の実施
- ・ 一般職員 指示に基づく対策実施

⑥ 命令系統

警戒本部の体制にある場合は、部長、局長又は理事を頂点として命令系統を確立す

るが、常に統括監に進捗状況を報告する。

【部対応体制における命令系統図】



※ 広報・記録担当は必ず置くこととする。

⑦ 長時間対応の場合の措置

危機対応が長時間に渡る場合、いかなる理由があろうとも対応を中断することは出来ないことから、8時間を目途に対応体制の再編成を行うものとする。

(3) 緊急対策の実施手順

緊急対策は、危機への直接的な対応行動のことであり、様々な危機情報を収集・分析して決定される。

① 緊急対策とは

以下を目的として実施する対策のことである。

- 危機の直接的原因の調査とその除去
- 危機によってもたらされる被害の拡大防止

② 緊急対策の決定

緊急対策は、危機の今後の推移を踏まえ、決定する。その際、以下の点に留意する。

- 対策実施のために解決が必要な事項の抽出
- その時点で取り得る最も効果的な対策かどうか
- いつまでに対策を達成することが望ましいか

③ 緊急対策の準備

決定された対策を実施するために、次の事項について準備を行う。

- 対策のための人員、資材等の確保
- 具体的な手順及び対策の達成目標の徹底

4 危機レベル3（非常体制）

（１） レベル3（全庁対応体制）への移行

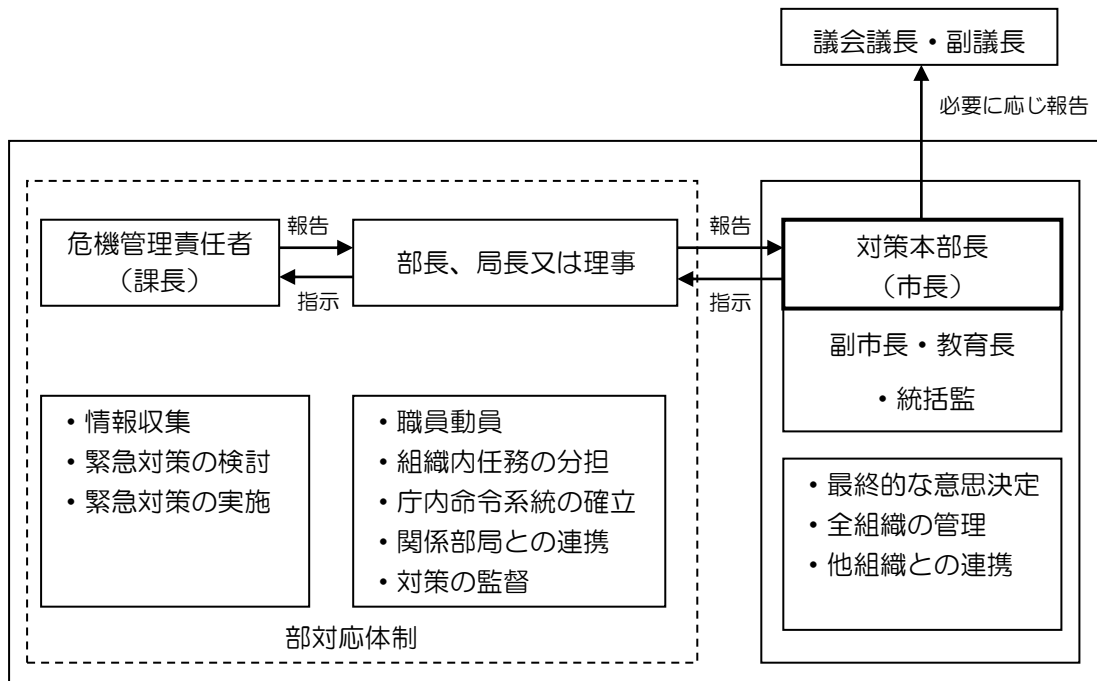
次の要件のいずれかに該当する場合は、全庁対応体制へと速やかに移行し、関係部局は相互に協力するとともに、他の関係機関と連携を取りながら緊急対策を実施する。

- ① 所管部局・関係部局だけでは対応しきれない事情が認められる又は想定される場合
- ② 危機の拡大により、多数の市民にその影響が及んだ場合又は及ぶことが想定される場合
- ③ 市長、副市長及び統括監から全庁体制への移行の指示があった場合

（２）全庁対応体制の確立

法令等に基づく体制等により対応する危機事象については、当該体制を確立することとし、それ以外の危機事象については、危機対策本部を設置して、以下のとおり体制を確立する。

① 全庁対応体制図（危機対策本部）



② 報告事項

危機対策本部は、全庁体制に移行したことを、必要に応じ、議会に対して報告する。

③ 全庁体制の運用

- ・ 対策本部長（市長）の指揮命令により、全庁をあげて危機対応を実施する。
- ・ 各部局の担うべき業務は、地域防災計画の分掌事務に準ずるものとする。

④ 危機対策本部事務局（危機所管課及び防災・危機管理課）

取り組みについての整理、情報収集等危機への対応に関する業務を初動期から一貫して行う。

⑤ 任務分担

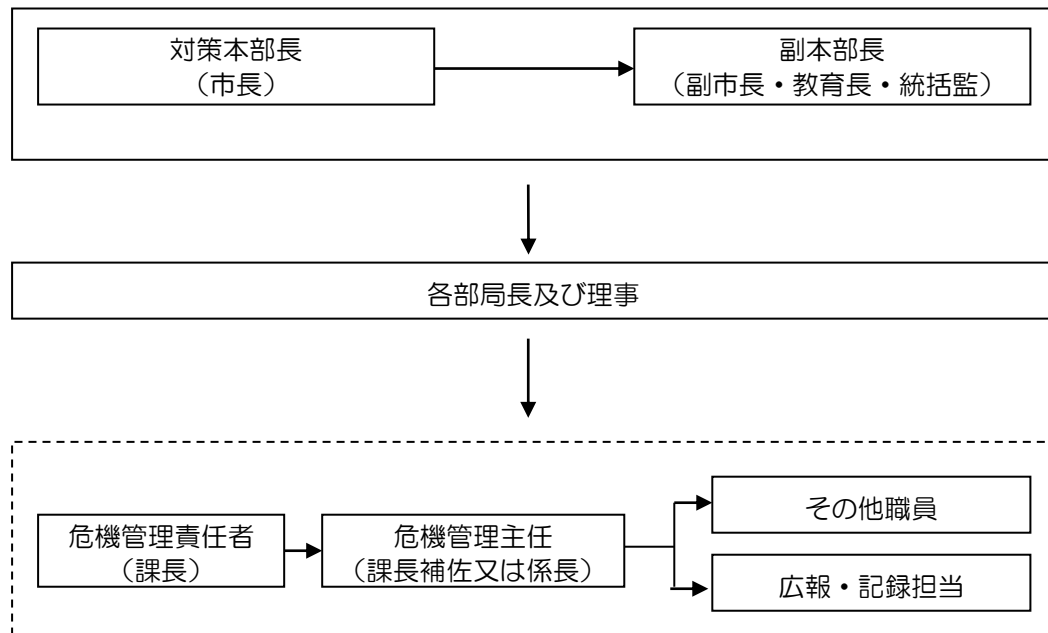
対策本部長は、全庁的な危機対応体制を確立するため任務を分担させる。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ・ 対策本部長（市長） | 危機の総括 |
| ・ 対策副本部長（副市長、教育長、統括監） | 本部長の補佐 |
| ・ 部局長及び理事 | 所管組織の管理及び対応、指示 |
| ・ 次長 | 部局長等の補佐 |
| ・ 危機管理責任者 | 危機対応の指揮 |
| ・ 危機管理主任 | 現場指揮及び対応の実施 |
| ・ その他職員 | 指示に基づく対応の実施 |

⑥ 命令系統

危機対策本部の体制にある場合は、市長を頂点として命令系統を確立する。

【全長対応体制における命令系統図】



⑦ 長時間対応の場合の措置

危機対応が長時間に渡る場合、いかなる理由があろうとも対応を中断することは出来ないことから、8時間を目途に対応体制の再編成を行うものとする。

(3) 緊急対策の実施手順

緊急対策は、危機への直接的な対応行動のことであり、様々な危機情報を収集・分析して決定される。

① 緊急対策とは

以下を目的として実施する対策のことである。

- 危機の直接的原因の調査とその除去
- 危機によってもたらされる被害の拡大防止

② 緊急対策の決定

緊急対策は、危機の今後の推移を踏まえ、決定する。その際、以下の点に留意する。

- 対策実施のために解決が必要な事項の抽出
- その時点で取り得る最も効果的な対策かどうか
- いつまでに対策を達成することが望ましいか

③ 緊急対策の準備

決定された対策を実施するために、次の事項について準備を行う。

- 対策のための人員、資材等の確保
- 具体的な手順及び対策の達成目標の徹底

5 情報の収集・管理

各課の担当者は、速やかに収集した情報を所属長、所属部長、局長又は理事に連絡し、連絡を受けた者は、事務局に報告する。

なお、危機の発生時には、情報が混乱し錯綜するおそれがあるので、各課において危機管理推進担当者を中心に情報の一元化に努めること。また、危機の進行状況や応急対策の状況についても一元的に管理し、情報の整理・記録に努めること。

6 情報の内容

危機の発生時には、第一報をできる限り速やかにかつ的確に伝達することが重要となることから、危機の内容が詳しくわかり次第、次の事項を中心に伝えること。

- | | |
|---------|-------------------|
| ① いつ | 危機や被害等の発生及び展開日時 |
| ② どこで | 危機や被害等の発生場所 |
| ③ 誰が | 危機の主体的な関係者等 |
| ④ 何が | 危機の具体的な事象や内容 |
| ⑤ 何故 | 危機の内容や被害の具体的な原因 |
| ⑥ どうした | 危機の内容や被害への具体的な対策等 |
| ⑦ どうなった | 危機への対策による状況変化又は結果 |

7 現地での情報の収集

各課は、必要に応じて職員を現地に派遣して、情報収集や現地対応を行う。

8 広報活動

(1) 情報提供の一元化

① 市民への情報提供

危機発生時の社会的混乱を防止し、市民生活の安全を確保するため、危機の概況や緊急対策の実施状況等について、様々な情報ツールを活用して的確な情報を市民に提供する。また、市民からの問い合わせに一元的な対応ができるよう、窓口の設置も検討する。

② 広報の内容

広報の内容は、危機の種類や規模によっても異なるが、次の事項を中心に行う。な

お、提供する情報は、時間の経過とともに変わるので注意が必要となる。

- 危機の発生場所、発生時刻
- 被害状況と緊急対策の実施状況
- 避難の有無、避難所の設置
- 市民等のとるべき措置、注意事項
- 交通規制、輸送機関の運行状況
- ライフラインの状況
- 医療救護活動の実施状況
- 今後の予測と二次被害の危険性
- 窓口の設置状況等

（２） 報道機関等への情報提供

報道機関等への情報提供は、秘書広報課が内容、公表時期、方法等について、各課との連携により提供する情報の一元化を図ること。

９ 二次被害の防止対策

危機による被害の拡大と二次被害を防止するため、発生箇所等の安全性を点検し、危険性が継続している場合は、柵等設ける等して、立入りできないよう応急措置をとること。

10 避難対策

(1) 市民への避難誘導

危機の発生又は発生のおそれがある場合において、避難の必要があると判断した場合は、危険区域の住民等に避難を勧め、安全に誘導すること。

(2) 避難所の開設

避難所を確保する必要がある場合は、あらかじめ指定した場所を避難所とし、避難所が不足する場合や確保できない場合は、他の市保有施設を避難所として活用することを検討する。

11 医療・救護対策

(1) 医療活動

市は、迅速かつ的確な医療救護活動を実施に努めること。また迅速かつ的確に実施するために、関係機関等との連携や協力体制を構築する。

(2) 救急・救助活動

消防本部は、警察及び医療機関等と連携し、負傷者の救急・救助活動を行う。大規模な危機の場合には、資機材等の不足も考えられることから、あらかじめ関係機関等と協力体制を築いておく。また、日頃から訓練や講習等を実施し、地域住民や自主防災組織が円滑に機能するよう支援する。

12 ボランティア活動の支援

市社会福祉協議会が、ボランティア団体と連携し、その活動拠点を整備し設置した場合は、市は積極的にその活動を支援するものとする。

第 5 章 事 後 対 策

1 安全性の確認と被害者等への支援

(1) 復旧対策の推進

危機にかかる緊急対策が完了し、危機が収束に向かっている段階では、関係機関等と連携して、危機発生現場周辺地域の安全性の確認作業を行う。

なお、これにより安全性が確認された場合は、立ち入り制限等の各種制限措置を解除する。

また、報道機関等を通じ、市民等へ終息の旨を伝える。

さらに、危機により住居を失う等生活再建が困難な被害者に対しては、速やかな生活再建支援策を講じる。

(2) 市民の健康対策、環境対策の実施

① 健康対策

危機の発生による市民の健康被害等が心配されることから、必要に応じて、保健医療課等が中心となって健康相談の窓口を設け、市民の健康調査や巡回指導等を実施する。

② 環境対策

危機の発生が周辺環境に影響を及ぼす可能性がある場合は、環境安全課等が中心となって、速やかに周辺地域の環境対策等を実施する。

(3) 地域経済対策

地域産業や雇用等に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、その影響等について

商工団体を通じて実態把握に努めるとともに、地域経済の安定のために適切な措置を講じる。

(4) 公共施設等の復旧対策

被災後の地域住民の生活や社会活動が早期に回復するよう、被害施設の早期復旧に努める。

2 再発防止対策

原因調査を行う必要がある場合は、危機の発生原因について調査を実施すること。原因究明に当たっては、必要に応じて関係機関や専門家等から意見等を聴き、危機発生メカニズムの解明に努めること。

また、原因の調査結果を踏まえ、今後改善すべき課題を洗い出し、再発防止対策を講じること。

3 危機への対処の評価と危機管理マニュアルの見直し

(1) 危機への対処の評価

各課は、危機への対処の検証と評価を行い、緊急対策等の反省点や課題を出した上で、改善策を検討すること。

なお、危機への対処の検証・評価の主な点は次のとおり。

- ① 連絡体制が機能したか
- ② 迅速かつ的確に危機管理体制を整えたか
- ③ 関係職員は迅速に参集したか
- ④ 適切な緊急対策がとられたか

⑤ 関係機関との連携が機能したか

⑥ 適切な情報収集管理や広報活動が行われたか

（２） 危機管理マニュアルの見直し

各課は、危機への対処の検証・評価を踏まえ、必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行う。